

令和2年第2回東大和市議会定例会会議録第7号

令和2年6月12日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（12名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	社会教育部長	小俣学君

議事日程

第1 第38号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第3号）

〔総務委員会審査報告 日程第2～日程第3〕

- 第 2 議第 1 号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例
- 第 3 2 第 6 号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情
〔厚生文教委員会審査報告 日程第 4～日程第 6〕
- 第 4 議第 2 号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例
- 第 5 2 第 1 号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願
- 第 6 2 第 7 号陳情 東大和市子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」に関しての陳情
- 第 7 議第 6 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大に対し国と東京都の支援を求める意見書
- 第 8 議第 7 号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議
- 第 9 議第 8 号議案 地域医療構想による公立・公的病院の再編統合の見直しを求める意見書
- 第 10 議第 9 号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 11 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 11 まで

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） 6月10日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る6月10日に議会運営委員会が開催され、本日最終日の議事内容について確認いたしましたので、御報告申し上げます。

まず初めに、追加議案として、第38号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第3号）を定例会最終日に審議することを確認いたしました。

また、6月4日正午までに4件の議員提出議案が提出され、最終日に審議することを確認いたしました。そのうち、議第6号議案、議第7号議案につきましては全議員による提出となっております。

また、6月9日正午までに提出された請願・陳情はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第38号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第3号）

○議長（中間建二君） 日程第1 第38号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第38号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策事業などにつきまして、今議会定例会におきましても補正予算を御審議いただいたところでございますが、今回の補正予算につきましては、国の補正予算に関連します、ひとり親世帯への臨時特別給付金事業、東京都の補正予算に関連します新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業及び子育て応援事業につきまして、その取組に一日も早く対応するため歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,421万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ426億5,159万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は1億4,281万1,000円の増額であります。ひとり親世帯への臨時特別給付金の給付に係る事務費補助金及び事業費補助金等の計上であります。

第16款の都支出金は1,115万円の増額であります。出産・子育て応援事業補助金の増額等であります。

第19款の繰入金は24万9,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第3款の民生費は1億4,293万3,000円の増額で、ひとり親世帯への臨時特別給付金事業費等の計上であります。

第4款の衛生費は1,127万7,000円の増額で、子育て応援事業費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長(田代雄己君) これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金は1億4,281万1,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は1億4,279万2,000円の増額であります。ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金は507万2,000円、ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金は1億3,772万円の計上ですが、国の補正予算に関連した事業としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加及び収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給に係る国庫補助金の増額であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は1万9,000円の増額であります。子育て応援事業の実施に伴いまして、アンケート及び感染防止のためのマスクの送付に係る母子保健衛生費補助金の計上であります。

7ページをお開きください。

16款都支出金は1,115万円の増額であります。

2項都補助金、3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は1,100万9,000円の増額であります。東京都の補正予算に関連した事業としまして、健診等のタクシー移動や衛生資材の購入に利用できる交通系ICカード等の配付に係る出産・子育て応援事業補助金の増額であります。

3項委託金、2目民生費委託金、2節児童福祉費委託金は14万1,000円の増額であります。東京都の補正予算に関連した事業としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給世帯を対象にした食料品等の提供に係る新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業事務費交付金の計上であります。

9ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は24万9,000円の増額であります。補正予算第3号の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は1億5,421万円の増額で、補正後の予算額は426億5,159万8,000円となるものであります。

11ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は1億4,293万3,000円の増額であります。

10のひとり親世帯への臨時特別給付金事業費は1億4,279万2,000円の計上ですが、国の補正予算に関連した事業としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加及び収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯への臨時特別給付金等を計上するものであります。支給対象者は、児童扶養手当受給世帯等で、給付額は児童1人につき第1子は5万円、第2子以降は3万円であります。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した世帯につきましては、1世帯当たり5万円の追加支給をするものであります。この追加支給の支給対象者は、児童扶養手当受給世帯及び公的年金受給等により児童扶養手当の支給を受けていない世帯のうち、感染症の影響を受けて家計が急変し収入が大きく減少しているとの申出があった者であります。

11の新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業費は14万1,000円の計上ですが、東京都の補正予算に関連しました東京都からの受託事業として、新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給世帯を対象にした食料品等の提供に係る事務費を計上するものであります。東京都の事業としましては、1世帯当たり1万円相当の食料品等のカタログを送付するものであります。市では、対象世帯の宛名シールを作成すること等を行うものであります。

13ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、7の子育て応援事業費は1,127万7,000円の増額ですが、東京都の補正予算のとうきょうママパパ応援事業の拡充に関連しまして、妊婦に対する新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、健診等のタクシー移動や衛生資材の購入に利用できる1万円相当分の交通系ICカードを配付するための消耗品費の増額等であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は1億5,421万円の増額で、補正後の予算額は426億5,159万8,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） おはようございます。それでは、2点伺わせていただきます。

予算書12ページ、ひとり親世帯への臨時特別給付金につきましては、いつ御家庭に支給をされるのかということ、今回のコロナに当たっては、特別定額給付金と、幾つか児童手当の増額等もあると思うんですけども、その他の給付金の支給と併せて、どういうスケジュール感で、このひとり親世帯の家計を支援していくことができるのかということをお伺いしたいと思います。

続きまして、予算書14ページの子育て応援事業費につきましては、今回このとうきょうママパパ応援事業の

育児パッケージと併せてのタクシー等で使える交通系ＩＣカードが１万円相当分が配られることになるんですけども、どうして今回この交通系のＩＣカードによる支給となったのかということをお聞きしたいのと、もう一度詳しく、タクシー以外で衛生資材の購入ということが御説明がありましたけれども、具体的にはどのようなことに使えるものなのかお聞かせいただければと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君）　ひとり親世帯への臨時特別給付金の御質疑を２ついただいております。

まず１点目のいつ御家庭に支給されるのかということでございますが、国の支給要領では、可能な限り令和２年８月末までに支給するものと示されております。本市といたしましては、この事業の趣旨を鑑みまして、早急にスケジュール、取り組んで今いるところでございますが、この補正予算、可決していただきましたら速やかに事務を進め、８月上旬には給付をしたいと考えております。

２点目のひとり親世帯への様々な給付金等がありますけれども、そのスケジュールとか、現状の家計への影響とか、そういった支援の体制についてであります。まずひとり親世帯の家計の状況につきましては、この３月、４月、５月、６月入りましたけども、この新型コロナウイルスの影響による、ひとり親世帯の生活の状況というところでの私どもの窓口の相談対応の中では、それほど目立って生活に困窮しているという人が昨年よりも比べて多く来ているというようなことは今感じておりません。むしろ、生活困窮のほうの相談に来ているのは、やはり単身の方とか、そういった方で収入がなくなったとか、家賃やローンで困っているというような御相談のほうが多いということで、ひとり親についてのものが目立ってきているというようなところは現状でないというまずことでございます。

ひとり親家庭の支援につきましては、これまでも児童扶養手当法の改正によりまして、令和元年１１月分の児童扶養手当から、４か月に一度の支給から２か月に一度の支給となりました。このことによりまして、ひとり親家庭については一定の、そういった２か月に一度児童扶養手当が振り込まれるということで、一定の家計の負担には対応が可能になっているのではないかなということを推察しているところでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症に伴いまして、このほかに児童手当受給者への臨時的給付金があったりとか、それから今回のひとり親世帯への臨時特別給付金を着実に支給していくというようなことによりまして、ひとり親世帯の負担軽減が図られるものと考えております。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君）　補正予算書１４ページ、子育て応援事業費に関しまして２点ほど御質疑をいただきました。

まず、ＩＣカードとした経緯でございますが、本事業につきましては、東京都が令和２年度の限定ということで、妊婦の方の感染防止に向けた支援といたしまして、健診などでタクシー移動に使用できるチケットですとか、感染防止のための必要な物品を配付するというようなことで、育児パッケージに１万円上乘せする内容としまして区市町村補助を拡大したものでございます。

本内容で様々調査、検討いたしました。市内をはじめ近隣市にはプリペイド方式のタクシーチケットを利用できるタクシー会社がほとんどないこと、また当時、４月あたりから５月に関しましては、この衛生物品を市が購入して配付するというのがなかなか難しかったということなどがありまして、制度設計が大変難しい状況でございました。

その後、東京都等関係機関と根気強く調整をいたしまして、地域の実情に応じ交通系のＩＣカードについても補助を認めていただくというふうなことの調整ができました。

しかしながら、この交通系ICカードの提供におきましても、各事業者と調整をいたしました。が、なかなかよい返事がいただけない状況でございましたが、このたび1事業者から提供が可能となったということでございまして、今回の追加補正として計上させていただいたということでございます。

また、次に、衛生資材の購入等につきましてでございますが、今回配付予定の交通系ICカードにつきましては、市内の各ドラッグストアですとかコンビニエンスストア、またスーパーマーケットなど、多くの店舗におきましてマスクですとか消毒用物品など、この衛生資材の購入ができるというふうに乗っておりますので、妊婦さんの方に関しましてもこういったものを利用いただければというふうを考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 1点伺います。

補正予算書14ページの子育て応援事業費のところ、今、交通系ICカードについて御答弁もあったんですけども、タクシー、市内ですとか、またこの近隣でこの交通系ICカードが使えるタクシー会社さんというのがどのくらいあるのかということも併せて伺いたいと思います。

この交通系ICカードにしたということで、利便性について市の御認識も伺いたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 補正予算書14ページ、子育て応援事業の内容で、タクシー会社の利用状況、どういったところが利用できるかということで、当市を営業区域としておりますタクシー会社、市内の事業所だけではなくて、近隣の事業所も数多くありますけども、そういった会社で、今回配付予定の交通系ICカードの利用につきまして複数の会社があるというふうに私どもも情報を得ております。

また、この交通系のICカードにつきましては、多くの様々な事業者さんで使えるというふうなことも聞いておりますので、妊婦さんの方に関しましても利便性は大変高いものかなというふうに私どもとしては考えております。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。私は、第38号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第3号）に公明党会派を代表して賛成の立場で討論いたします。

新型コロナウイルス対策のための国の第2次補正予算が今月10日、衆議院を通過し、本日、参議院で可決、成立する予定となっております。

国の第2次補正予算の編成に当たって、公明党は政府に対して提言を行ってまいりました。その内容は、1、事業継続と雇用を守り抜く、2、暮らしを守り抜く、3、医療と介護・障害福祉・保育サービスへの支援、4、

地方への支援、5、長期戦を見据えた備えの5つを大きな柱とし、具体的に85項目にわたったものでございます。

中でも、ひとり親世帯については、子供たちが臨時休校となったことで在宅時間が増え、食費や光熱費がかさみ、経済的に厳しい状況をつぶさに伝え、公明党が力強く対応してまいりました。

東大和市では、国の動向を捉えて、少しでも早くひとり親世帯に支援ができるよう、定例会最終日に合わせて補正予算を編成し、スピード感を持ってお取り組みいただいたことを高く評価いたします。

現場の職員の皆様には、特別定額給付金、児童手当の特別給付と、コロナ対応での事務作業で大変御苦勞をおかけしますが、引き続き何とぞよろしく願い申し上げます。

また、育児パッケージと併せたタクシーチケット等として1万円相当の交通系ICカードの配付についてもお取り組みいただき、大変にありがとうございます。

私たち公明会派は、尾崎市長にコロナ対策としての要望書を提出させていただき、その内容については一般質問でも取り上げさせていただきました。その中でも、特に妊婦さんの感染予防のために通院の交通費に対するの助成を求めてまいりました。

東京都では、とうきょうママパパ応援事業の拡大として、従来の育児パッケージに加え、タクシーチケットを配付する補正予算が組まれていましたが、東大和市周辺ではタクシーチケットを利用できる事業者がない中、担当課が東京都や事業者と連携を図り、当市の実情に合った形で交通系ICカードを利用しての支援が実現できることを高く評価いたします。

交通系ICカードを使うことで、タクシー代だけでなく、身近なドラッグストア等で感染防止のための衛生資材が購入できるようになりました。新型コロナウイルスに対する目に見えない不安のある中、出産を迎えるお母様たちに少しでも支援ができることを大変うれしく思います。きめ細やかな対応に心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの影響は、今後も長期的、かつ多岐にわたり、私たちの生活に様々な支障を来してくると思います。だからこそ、今回の補正予算にとどまらず、今後も国や東京都の財政支援を積極的に活用し、地域経済や市民生活にきめ細かく目配せしながら、迅速かつ適切な予算執行を行う必要があります。

引き続き、尾崎市長のリーダーシップで市民の命と健康を守り、市民生活をしっかりと支える施策を強力に推進していただくことを強く求め、補正予算に対する賛成討論といたします。

以上。

[18番 東口正美君 降壇]

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番(尾崎利一君) 日本共産党東大和市議団を代表して、第38号議案 令和2年度一般会計補正予算(第3号)に対する賛成討論を行います。

この補正予算は、国の第2次補正予算及び東京都の第2次補正予算に計上された事業を一日も早く実施するために急遽編成されたものです。大変いいことです。

今議会の補正予算審議や一般質問等において日本共産党市議団が提案した児童扶養手当受給世帯への給付金や妊婦へのタクシー券については、交通系ICカードという形ですが、盛り込まれており、評価するものです。

しかし、いずれも国と東京都の10分の10補助、つまり全額補助事業であり、市の独自策や上乘せ策は全く計上されませんでした。

市は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億2,000万円を歳入として計上すらしていません。東京都からも1億9,400万円の特別交付金があるのにもかかわらず、市はそのまま財政調整基金に積み上げ、合計4億2,000万円のコロナ対策のための交付金が全く具体化されていない事態となっています。

コロナ感染拡大の下、多摩地域でも多くの自治体が国や都の交付金を活用したり、市の貯金を取り崩したりして医療を守り、市民の命と暮らし、営業と雇用を守る、介護や福祉を守るための施策を打ち出していることは、繰り返し紹介してきたところです。国や都の給付金や協力金、助成金などの支給が遅れている中、自治体が様子見に陥っているのは、文字どおり市民の命と暮らしが救われません。

本日成立予定と報じられている国の2次補正では、新たに自治体に対する2兆円のコロナ交付金が上積みされています。単純計算すれば、当市のコロナ対策のための国と東京都の交付金の総額は、現状の4億2,000万円に4億4,000万円上乘せされて8億6,000万円ほどになるはずですが。

他市の事例なども参考に、国と東京都の交付金もフル活用し、子育て世帯や生活困窮者、市内の医療機関や助産院などの分娩施設、保育園、幼稚園や学童保育所など保育施設、障害者施設や介護施設、市内自営業者への営業補償や家賃補助、学生への支援などを具体化する補正予算を迅速に組んで臨時議会を招集し、速やかに市民に届けることを改めて求めるものです。

なお、この補正予算では、既に始まっている小中学校の人員増についての予算は組まれませんでした。

10日の衆議院予算委員会では、2015年に安倍首相が少人数学級を進めるため鋭意努力していきたいと答弁したことに触れ、志位委員長が少人数学級の取組を加速させるよう迫ったところ、安倍首相は、コロナ後を見据え、どう対応していくか検討していきたいと答弁しました。

再開した小中学校で教員やカウンセラーなどを増員して子供たちの困難に寄り添う手厚い教育を実施するよう求めます。

同時に、少人数学級ではなく、40人学級を前提とした三小、九小の廃止を含む統廃合計画の抜本的見直しを求め、賛成討論とします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第38号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで5分間休憩いたします。

午前 9時58分 休憩

午前10時 3分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例

日程第3 2第6号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情

○議長（中間建二君） 日程第2 議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例、日程第3 2第6号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情、以上、議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、総務委員会委員長、荒幡伸一議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） ただいま議題に供されました議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例及び2第6号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

令和2年6月8日に本委員会を開催し、審査を行いました。

議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例は、本議案の提出者であります尾崎利一議員、上林真佐恵議員を説明員として審査を行いました。

本件につきましては、既に本会議において提案理由の説明が済んでいることから、直ちに質疑に入りました。主な質疑は次のとおりであります。

3月の本会議から日にちが経過しているため、改めて趣旨を説明してほしいとの質疑があり、提出者より提案理由の趣旨について説明がありました。

以上で質疑を終了し、1名の委員より自由討議が行われました。

これまで、嘱託員の公募によらない再度の任用を6回、7年間の任用を保障されていたが、この4月からは4回、5年間となり、明らかに身分が不安定化した。会計年度任用職員制度の導入を理由にして、非常勤職員の労働条件の一方的な不利益変更は許さないと29年193国会で議決されている。現在の規則のままでは、この立法時の趣旨に反することになるとの意見がありました。

自由討議を終了し、討論を行いました。

討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。

起立により採決を行った結果、起立少数により、議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例は否決と決しました。

次に、2第6号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情は、議題に供した後、朗読終了後、直ちに質疑に入りました。

主な質疑は次のとおりであります。

現在、当市でどのような請願の取扱いを行っているのかとの質疑に対し、議会事務局から、市では提出の手段を問わずに受け付けし、全て市長までの決裁を取った後に、所管すると思われる部課長に写しを送付する。そのことによって庁内の情報共有を行い、回答や対応を行うとの答弁がありました。

次に、議会に提出される請願の取扱いについてはとの質疑に対し、議会事務局から、手順は同じだが、必ず議長までの決裁を取り、議会事務局で必要な対応を行うとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。

主な自由討議は次のとおりであります。

請願権を保障し、より充実、整備されることは大変大切なことだが、陳情者の個々の主張には同意できない

ものがあり、自分たちの認識とは異なる。

次に、当市において必要な対応がされており、条例がなくても不都合なことはない。

次に、学術上でこのような説はなく、学会方面でも定めるべきだというような議論もない。幾つかの事実の誤認があり賛同しかねると、それぞれ3名の委員より意見がありました。

自由討議を終了し、討論を行いました。

討論は1件で、反対の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。

起立により採決を行った結果、起立なしであったため、2第6号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情は不採択と決しました。

以上で、総務委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 荒幡伸一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例に賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、本年4月より導入された会計年度任用職員制度の運用に当たり、旧嘱託員について公募によらない再度の任用が6回、7年間の任用が認められていたところ、会計年度任用職員の任用等に関する規則で4回、5年間となり、これまでも不安定とされていた雇用がより不安定にされたため、新たに条例を制定し、従来の6回、7年間の任用が認められるようにしようというものです。

国は、会計年度任用職員制度の導入に当たり、当初は1年刻みでの任用を厳格に行うモデルを示し、労働者の労働期待権を真っ向から否定をするものでした。

私ども日本共産党は、それらのことから、国会では制度そのものに反対をしました。

しかし、当市での同制度の導入に当たっては、それまでの嘱託員や臨時職員の待遇を悪化させず、一部は交通費の支給や正規職員にしか与えられていなかった各種休暇の取得など、少しでも待遇改善につながることを期待できることから、制度導入に賛成をしました。

しかし、その後、市が作成した東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則では、現状の嘱託員の公募によらない再度の任用は、4回、5年間までとされ、雇用がより不安定になるものとなったことが分かりました。

さらに、市は、来年度の任用について、そのおよそ3割に当たる事務職の会計年度任用職員を市長の裁量により一斉に公募で行うとも聞きます。もし実施されれば、市長の一存で多くの会計年度職員の職の安定が一変

して改悪されることとなります。

平成29年の第193回国会で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立した際の附帯決議として、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることがなく適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対し適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めること。併せて、地方公共団体において、育児休業等に係る条例の整備のほか、休暇制度の整備が確実に行われるよう、地方公共団体に対する適切な助言を行うこととされました。

要するに、会計年度任用職員制度の導入を理由に、非常勤職員の労働条件の一方的な不利益変更は許さないということです。

現在の東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則のままでは、立法時の趣旨に反することとなります。早急な是正のために条例の制定が必要だと考えます。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例、本案に対する委員長報告は否決であります。よって、本案は起立により採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

2第6号陳情 請願権条例の制定を求める件の陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

日程第4 議第2号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例

日程第5 2第1号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願

日程第6 2第7号陳情 東大和市子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」に関しての陳情

○議長（中間建二君） 日程第4 議第2号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例、日程第5 2第1号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願、日程第6 2第7号陳情 東大和市子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」に関しての陳情、以上、議案1件、請願1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、厚生文教委員会委員長、実川圭子議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） ただいま議題に供されました議第2号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例、2第1号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願及び2第7号陳情 東大和市子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」に関しての陳情について、厚生文教委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

以上の審査は、令和2年6月9日に本委員会を開催し、行いました。

初めに、議第2号議案につきましては、既に本会議にて提案理由の説明が終了しているため、議案提出議員出席の下、直ちに質疑を行いました。

議案提出者の一人が委員であることから、説明員となることを許可し、質疑を再開しました。

主な質疑の内容としては、市内2か所の認可外保育施設の経過措置対象施設についてで、昨年、東京都の巡回指導を受けており、今年度中に指導監督基準を満たすための都の立入り検査が優先的に受けられる見通しであり、本条例案の施行日は来年4月からの実施としており、今後も無償化の対象になることは十分可能だと考えられる。新規参入したときに認証されなければスタートできないとなれば、経過措置があったほうが市民のニーズに応えられるのではないか。最低の基準すら満たしていない施設を排除していくための条例をつくって自治体の姿勢を示していくことが大切。排除するというより、基準を満たして適正に運営している施設を増やしていくことなどがありました。

質疑終了後、自由討議は2人から発言があり、討論はなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、議第2号議案は否決と決しました。

次に、2第1号請願を議題に供し、紹介議員出席の下、審査を行いました。

請願趣旨朗読後、紹介議員から説明の後、質疑を行いました。

主な質疑の内容としては、子ども・子育て憲章について、請願理由に述べられている2019年1月9日の会議や、民生・児童委員など各団体の意見について事実確認があり、最初から子供と大人の行動規範となる東大和市子ども・子育て憲章を制定するという方向性が示されたということだと思いと答弁がありました。

また、1名から委員外発言があり、請願者の団体についての質疑で、法人ではないが、非営利団体で、情報公開や子どもの権利条約に関して学習会を続けてきた団体であるとの答弁がありました。

質疑終了後、自由討議は3人からの発言があり、討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

その後、起立により採決を行った結果、起立少数により、2第1号請願は不採択と決しました。

次に、2第7号陳情を議題に供し、陳情趣旨朗読後、説明員の出席はなく、質疑を省略し、直ちに自由討議を行い、3人からの発言がありました。

討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

その後、起立により採決を行った結果、起立少数により、2第7号陳情は不採択と決しました。

以上、厚生文教委員会における審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 実川圭子君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 議第2号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例について、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

この条例は、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を幼児教育・保育の無償化の対象から外すことで子供たちを劣悪な保育施設から守るものです。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条第1項の規定により、施行後5年間は指導監督基準を満たさない認可外保育施設であっても、幼保無償化の対象とする経過措置が取られていますが、同条第2項に基づく本条例によって、令和3年度より幼保無償化の対象とする認可外保育施設は指導監督基準を満たすものに限ります。

厚生労働省によれば、認可外保育施設に対する指導監督基準とは、もともと劣悪な保育施設を排除するために設けられた基準であるとされています。つまり、行政による事業停止命令、閉鎖命令など、行政処分をかけるための基準です。

本年6月3日、宇都宮市内の認可外保育施設で宿泊保育中だった生後9か月の乳児が死亡した事件で、宇都宮地裁は市などの責任を認め、およそ6,300万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。御両親は、この判決を機に、行政もやるべきことをしっかりしないと責任を取らされることが当たり前の世の中になってほしいなどと話していると報じられています。

市内に2か所、指導監督基準を満たしている証明書の交付を受けていない認可外保育施設があるとのことですが、東京都の巡回指導ではおおむね良好とされ、指導監督基準に基づく行政処分も受けていません。証明書交付を申し出て立入り検査を受けることで、証明書の交付を受けることは可能であると考えられます。

この条例は、証明書の交付を申請しても交付を受けられないような劣悪な施設を排除するためのものであることを改めて申し上げ、賛成討論とします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表いたしまして、2第1号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願、2第7号陳情 東大和市

子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」に関しての陳情に賛成の立場で討論いたします。

請願の質疑の中で、東大和市子ども・子育て憲章の制定に当たり、市長が2018年9月議会で子どもの権利条約の精神を尊重し、子供の権利の保障・擁護を目指し、子供たちが健やかに成長できる環境づくりを進めてまいりたいと答弁したものの、2019年1月に行われた市制50周年を記念する市の子ども・子育て支援関連の理念・ビジョンを示す（仮称）東大和市子ども・子育て憲章についての中で、子供の権利を強調することに対する反対勢力の存在があるとの調査報告を受け、初めから東大和市子ども・子育て憲章が行動規範という方向性で動き出したことが明らかになりました。

まず、子どもの権利条約の精神を尊重するということと、子供たちに約束をさせる行動規範は相反するものだという指摘をしたいと思います。

行動規範というのは、子供たちに行動の基準——スタンダードを示すものです。しかし、子どもの権利条約は、子供たちを画一的な集団でなく、一人一人違いを持った存在として認め、その気持ちや思いを意見として表明する権利を保障しています。子供たちを集団としてまとめ、画一的な行動の基準を示すことは、子供たちにあるべき姿、目指す子供像という枠の中に押し込めることになり、子どもの権利条約の精神とは真逆のものと言わざるを得ません。

元氣よく挨拶をする、約束やルールを守る、規則正しい生活をする、ごみを捨てない、いじめをしない、どれも人とのつながりや社会の中で大切なことであり、大人から見て子供たちにこうあってほしいと願うことばかりです。

しかし、それでも市が行動規範として示してしまえば、たとえ法的拘束力がなくても、子供たちにとってはこれが大人から見た理想の子供像なんだという受け止めをしてしまうのではないのでしょうか。

約束やルールを守ることは大切です。しかし一方で、下着の色まで指定するような人権侵害に当たる校則も問題となっています。

頑張っても宿題ができなかったり、気をつけていても忘れ物を繰り返してしまう子もいます。規則正しい生活はとても大切ですが、保護者が夜も働いているなどの理由で朝起きられず、遅刻をしてしまう子もいます。朝食や夕食も自分で何とかしないと食べられない子もいます。挨拶をしたくても、人前では声が出せなくなる子もいます。

子供たちは、大人が思う以上にできない自分を責め、できない自分は駄目なんだと思い込んでしまっています。様々な調査で、日本の子供たちの自己肯定感が低いとされる理由の一つには、大人が子供たちにこうあるべきだという子供の姿を示していることが挙げられるのではないのでしょうか。

子どもの権利条約の精神を尊重する憲章というのであれば、子供たちに対する行動規範ではなく、子供たち一人一人に寄り添い、失敗しても、うまくできなくても、ありのままの存在が認められ、苦手なこともあるけれど、自分のいいところを好きになり、生き生きと成長できる、そういう東大和市にしていくことを市が子供たちに約束するものであってほしいと望みます。

憲章の制定過程においても、市が初動から憲章を行動規範という方向性で進めており、どういう憲章にするべきかという一番大切な議論に子供や市民が参加していないことは、意見を十分に聞いたという根拠として乏しいと考えます。

前議会では、意見を表明するための下地となる子どもの権利条約に関する基本的な学習も行わなかったことも明らかになりました。

さらに、パブリックコメントでの懸念の声に対しても、反映されたのは約束の順番のみであったこと、また前議会で憲章の見直しを求める陳情が議長預かりとなり、委員会での審議が行われなかったことなど、全体として市民参加が十分とは言えず、半永久的な市民の共通の理念、指針である憲章に対し、広い市民の賛同が得られていないのは問題であると考えます。

陳情者の訴えにもあるように、憲章は市議会の議決事項には含まれていませんが、議決事項でないからこそ、より丁寧に広範な市民とともに議論を重ね、練り上げていくことが必要であると考えます。

よって、本請願、陳情に賛成し、子どもの権利条約の精神を尊重した憲章を再検討することを市議会議員の皆さんにも呼び掛けまして、討論といたします。

[7 番 上林真佐恵君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

議第2号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例、本案に対する委員長報告は否決であります。よって、本案は起立により採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

2第1号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願、本件に対する委員長報告は、不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

2第7号陳情 東大和市子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」に関しての陳情、本件に対する委員長報告は、不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第7 議第6号議案 新型コロナウイルス感染症拡大に対し国と東京都の支援を求める意見書

○議長（中間建二君） 日程第7 議第6号議案 新型コロナウイルス感染症拡大に対し国と東京都の支援を求める意見書、本案を議題に供します。

本案は、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第6号議案 新型コロナウイルス感染症拡大に対し国と東京都の支援を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 議第7号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議

○議長（中間建二君） 日程第8 議第7号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案は、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第7号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時38分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議第8号議案 地域医療構想による公立・公的病院の再編統合の見直しを求める意見書

○議長（中間建二君） 日程第9 議第8号議案 地域医療構想による公立・公的病院の再編統合の見直しを求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議第8号議案 地域医療構想による公立・公的病院の再編統合の見直しを求める意見書について、提案理由を述べさせていただきます。

お手元の意見書案にもあるとおり、厚生労働省は、2014年の医療介護総合確保法の改定で導入した地域医療

構想により、2025年の病床数を本来必要とされる152万床から119万床に削減するとして、対象となる440の病院名を公表しました。この中には、整形外科医療で全国トップレベルの実績を誇る独立行政法人国立病院機構村山医療センターも対象病院とされています。

また、東京都は、都立病院8つと公社病院6つの地方独立行政法人化を表明し、新たな病院運営改革ビジョン（素案）の中で合計5,000床を直営から切り離すなど重大な方針を示しています。この中には公社病院多摩北部医療センターも対象病院とされています。

これらのことから、多くの市民・患者から、非常時の感染症対策や平時からの必要な医療を確保できるのか、不安の声が上がっているところです。

このたびの新型コロナウイルス感染症爆発との関連で言えば、感染症専門の機能を持つ感染症指定医療機関12病院の7割を都立病院、公社病院が担っています。中国・武漢からのチャーター便での帰国者のうち体調不良を訴えた方々もこれらが対応しました。

同じことを民間病院で行った場合の実例で、ある病院では、70床を感染症病棟に変えましたが、実際のコロナ患者の受入れの数は1人でした。感染症対策を担うことが医療機関の経営存続にとって死活的な問題となりました。このため、感染症防止の要となる公的病院の存在意義が改めて見直されています。

ところが、東京都は、コロナ禍の最中でも、都立病院、公社病院の独立行政法人化による公立化を見直そうとはせず、今やってはならない逆噴射の政策を進めようとしているとしか言えません。

厚生労働省の地域医療構想に関するワーキンググループの構成員として議論を主導してきた日本医師会中川俊男副会長は、今年4月、オンラインの業界紙のインタビューに答えて、地域医療構想の議論には感染症に対する医療提供体制の確保という視点が欠落していたとして、新興感染症への対応を医療計画に含めるべきだと発言をしています。

平時に考えた効率一辺倒のやり方は、コロナの蔓延によって破綻を余儀なくされました。専門家の新たな認識を踏まえて、厚生労働省及び東京都に公表された対象病院名を一旦撤回し、地域医療構想を地域の実情に沿った形で改めて検討を行うよう求めるものです。

それでは、以上のことから、お手元にあります意見書案を読み上げまして、提案といたします。

地域医療構想による公立・公的病院の再編統合の見直しを求める意見書。

厚生労働省は、2014年の医療介護総合確保法改定で導入した「地域医療構想」により、2025年の病床数を本来必要とされる152万床から119万床に削減するとして、対象となる440の病院名を公表した。この中には整形外科医療で全国トップレベルの実績を誇る独立行政法人国立病院機構村山医療センターも対象病院とされている。

また、東京都は、都立病院8つと公社病院6つの地方独立行政法人化を表明し、「新たな病院運営改革ビジョン（素案）」の中で合計5,000床を直営から切り離すなど重大な方針を示している。この中には公社病院多摩北部医療センターも対象病院とされている。

これらのことから、多くの市民・患者から、非常時の感染症対策や平時からの必要な医療を確保できるのか不安の声が上がっているところである。

この度の新型コロナウイルス感染爆発の中、感染防止の要となる公的病院の存在意義が改めて見直されている。厚生労働省の「地域医療構想に関するワーキンググループ」の構成員として議論を主導してきた日本医師会中川俊男副会長は、今年4月、オンラインの業界紙のインタビューに答えて、地域医療構想の議論には感染

症に対する医療提供体制の確保という視点が欠落していたとして、新興感染症への対応を医療計画に含めるべきと発言している。

これらの専門家の新たな認識を踏まえて、厚生労働省及び東京都は、公表された対象病院名を一旦撤回し、地域医療構想を地域の実情に沿った形で改めて検討を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第8号議案 地域医療構想による公立・公的病院の再編統合の見直しを求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第10 議第9号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第10 議第9号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔6 番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 議第9号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産

党を代表して、提案理由の説明を行います。

東大和市は、平成30年度以降、6年連続で約1億円の値上げを実施する計画を立て、本年4月施行で3年目の値上げが実施されました。

本条例は、値上げを元に戻し、令和2年度保険税と同一とするものです。

国民健康保険税がサラリーマンの加入する協会けんぽや組合健保に比べても極めて高いこと、他方、加入者の所得は極めて低いことは、国も市も認めているところです。それにもかかわらず、6年連続で保険税を値上げすれば、こうした社会的不公正を拡大し、貧困と格差を拡大することになり、医療を受ける権利を奪うものになることは火を見るより明らかです。

令和2年度の値上げで、1人当たり保険税は、医療分と後期分で8万5,540円から9万2,481円へ、6,941円、8.1%増、介護分も含めると9,414円、8.6%の値上げです。その結果、1人当たり総所得92万6,000円に対して、1人当たり課税額が11万8,441円、12.8%もの負担率、介護分を除いても9万2,481円、10%もの負担率となります。

立川市は、一度決めた値上げを5月に市長の専決処分で中止し、令和2年度と同一としました。

新型コロナウイルス感染症拡大によって市民の暮らしが大きな被害を受けている今、東大和市でもせめて値上げ中止に踏み切るべきです。新型コロナウイルス感染症の拡大が国民の暮らしを大きく脅かしていることを政府も認め、国民1人10万円の給付に踏み切りました。このような状況下でそのまま値上げを強行するのは、国民の暮らしを少しでも救おうと国がせっかく給付した10万円からピンはねするような行為だという声が私のところにも寄せられています。戦後最大の経済危機と言われる中で、市が値上げを撤回しないなら、議会として責任を果たすべきと考えます。

平成30年度の国保税値上げによって1億9,000万円余の基金が国保会計に積み立てられており、その半分程度を取り崩すだけで財源は賅えます。基金の取崩しで済ませば、一般会計からのその他繰出しは計画どおり、現状どおりの削減ができるので、国からペナルティも受けないし、国から受けている財政加算についても一切損なわれないことも申し添えたいと思います。

以下、読み上げて提案とします。

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「61万円」に改め、同条第4項ただし書中「17万円」を「16万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.57」を「100分の6.28」に改める。

第5条中「31,700円」を「29,700円」に改める。

第7条中「100分の2.05」を「100分の1.91」に改める。

第8条中「10,100円」を「9,200円」に改める。

第10条中「11,000円」を「10,800円」に改める。

第23条中「63万円」を「61万円」に、「17万円」を「16万円」に改め、同条第1号ア中「22,190円」を「20,790円」に改め、同号イ中「7,070円」を「6,440円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「7,560円」に改め、同条第2号ア中「15,850円」を「14,850円」に改め、同号イ中「5,050円」を「4,600円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「5,400円」に改め、同条第3号ア中「6,340円」を「5,940円」に改め、同号イ中「2,020円」

を「1,840円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,160円」に改める。

附則。

1、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2、改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第9号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第11 閉会中の継続審査について

○議長（中間建二君） 日程第11 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

議会運営委員会から、お手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。

申出のあった事件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時53分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 中 間 建 二

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 尾 崎 利 一

署 名 議 員 東 口 正 美